



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 5 日 (火)
号外第 69 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (37) (住まいまちづくり課) 3
-------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公営住宅法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定中引用する公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定する帰国被害者等</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第11条第1項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則<u>第12条第1項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 同居者（公営住宅法施行規則<u>第12条第1項各号</u>のいずれかに該当する者を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、同項の承認を得られない場合においても、当該入居者が死亡し、又は退去した日から6</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第3条第2項</u>に規定する帰国被害者等</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第10条第1項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則<u>第11条第1項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 同居者（公営住宅法施行規則<u>第11条第1項各号</u>のいずれかに該当する者を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、同項の承認を得られない場合においても、当該入居者が死亡し、又は退去した日から6</p>

<p>月を超えない期間内に限り、引き続き当該県営住宅に居住することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第22条の4 知事は、前条の申込みにより県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条の4第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第22条の5 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条の4第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>月を超えない期間内に限り、引き続き当該県営住宅に居住することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第22条の4 知事は、前条の申込みにより県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条の4第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第22条の5 知事は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第9条の4第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。